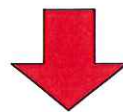


アスベスト廃棄物とは

 いわゆるアスベスト廃棄物とよばれるものは、**廃石綿等**と**石綿含有産業廃棄物**とに区分されます。



廃棄物の種類	説明
廃石綿等	建築物に吹き付けられている石綿の除去作業などによって生じたもの(作業に用いたシート、マスク、作業器具等も含まれる)
石綿含有産業廃棄物	建築工事等で発生した産業廃棄物のうち、石綿を0.1%以上含有するもので、石綿スレート、石綿含有ケイ酸カルシウム板、石綿含有Pタイルなどが該当します。

アスベスト廃棄物の位置付け

 **廃石綿等と石綿含有産業廃棄物とは、法令上の規定が異なります。**



廃棄物の種類	性質	法律上の取り扱い
廃石綿等	飛散性が高い	袋や容器などで完全密閉すること 固めて飛散性を失わせること
石綿含有 産業廃棄物	飛散性が低い	取り扱い時には破砕したり切断し たりしないこと

安全性の確保に向けて

アスベストの危険性とは？

アスベストには発がん性があり、その繊維を吸い込むことで中皮腫や肺がんなどを引き起こす可能性がある有害物質である。

その有害性は、繊維の飛散性にある

アスベスト廃棄物の安全対策

アスベスト廃棄物の受け入れ～埋立までの工程で、飛散性を防止することで、安全性を確保することができる

アスベスト廃棄物の受入基準(案)

廃棄物の種類	受入基準
アスベスト廃棄物	《共通受入基準》 ・アスベスト廃棄物をシート等で覆い、外界と遮断すること
石綿含有産業廃棄物	・やむを得ない場合を除き、非破壊で搬入すること ・概ね10cm以下に裁断されているものは、丈夫な袋等で梱包すること
廃石綿等	次のいずれかの飛散防止措置が講じられていること ・厚さ0.15mm以上のプラスチック袋等に、空隙のない密封状態で二重梱包されていること ・コンクリート等により固型化されていること

アスベスト廃棄物の受入に関する細部規定

①石綿含有産業廃棄物について

- 石綿含有が疑われる建材を搬入する場合、事前に検査をして含有の有無を確認すること。検査をしない場合は、含有物と見なして受入基準に適合させた状態で搬入すること

②廃石綿等について

- 2重梱包の外側は透明な袋を使用すること
- 袋は開口部は、プラスチック製の結束バンドで密封すること

アスベスト廃棄物の搬入管理

①石綿含有産業廃棄物について

- 荷降ろしは必要に応じて散水等を実施し、湿潤化した状態の中で行なう
- 埋立地内の展開検査エリアでは、廃棄物が割れたりしないよう、機械は使わずに作業を行なう

②廃石綿等について

- 荷降ろしは必要に応じて散水等を実施し、湿潤化した状態の中で行なう
- 埋立地内の展開検査エリアでは、密封状態が保たれるよう、機械は使わずに作業を行なう
- 完全な密閉が確認できない袋がある場合はあらかじめ事業団が用意するオーブンドラム缶に格納しておく

アスベスト廃棄物の埋立管理

①石綿含有産業廃棄物について

- 埋立量、埋立場所等の情報を記録し、永久保存する必要があることから、通常の廃棄物とは区分して埋め立てる。また埋立作業に際しては、事業団職員が全て立ち会うこととする。
- 埋め立てる区画には、あらかじめ2m程度の盛土を施工し、中心部に穴を設けて埋め立てることとする。
- 梱包されて搬入された石綿含有産業廃棄物の埋立は、袋に入れたままで実施する。
- 原則として重機による転圧は行なわない。
- 1日の作業終了後、15センチ以上の覆土を行なう。
- 埋立完了後は、上部全面にシートで覆うなどして目印を設ける措置を行なった後、2m以上の厚さで覆土する。

アスベスト廃棄物の埋立管理

② 廃石綿等について

- 埋立量、埋立場所等の情報を記録し、永久保存する必要があることから、通常の廃棄物とは区分して埋め立てる。また埋立作業に際しては、事業団職員が全て立ち会うこととする。
- 廃石綿等を埋め立てる区画には、あらかじめ2m程度の盛土を施工し、中心部に穴を設けて埋め立てることとする。
- 埋立は袋又は容器に入れたままで実施する。
- プラスチック袋が作業中に破損しないよう、原則として重機による転圧は行なわない。
- 1日の作業終了後、15センチ以上の覆土を行なう。
- 覆土材はあらかじめ石、木枝の混入がないようにふるい機などを用いて機械的な事前選別を行なっておく。
- 埋立完了後は、上部全面にシートで覆うなどして目印を設ける措置を行なった後、2m以上の厚さで覆土する。